

前漢前半期、劉邦集団における

人格的結合の形成

福永 善隆

はじめに

周知のように、高祖劉邦は群盜より身を起こし、秦末の混乱のなかで頭角をあらわした項羽と覇権を争い、楚漢戦争に勝利し、前漢王朝を建国した。彼は皇帝に即位した後、功臣たちに論功行賞を行い、その功績に従い、列侯等相応の地位を与えた。このような前漢王朝の成立過程のなかで、高祖劉邦につき従ったことにより、さまざまな政治的・経済的特権を与えられた功臣たちは、前漢政治史研究において劉邦集団と称され、前漢前半期の朝廷のなかで中心的な位置を占めていたとされる。

李開元氏は彼ら劉邦集団を母体とする前漢の支配階層を軍功受益階層と称し、その動向から前漢前半期の政治史の展開を描き出している¹⁾。氏は、三公九卿・郡国守相等、中央・地方の高官に占める軍功受益階層の割合の変化から、文帝期まで彼らは皇帝を掣肘するほどの勢力を有していたが、景帝期には軍吏（軍事活動及び軍事組織の径路を通じて昇進した官僚）・法吏（律令の章程に精通することによって昇進する官僚）に取って代われ、武帝末年には完全に消滅したとされている²⁾。さらに、彼らが特権階層として存続し続けた要因として、『天下を共にする』という政治権力の共同所有という政治理念³⁾に基づ

き、「政治権力に対して強い所有権意識を持ち、皇帝権力に対して相当な独立性を備えていた」ことを指摘した⁴⁾。

李氏の指摘する「天下を共にする」という政治理念は前漢前半期の政治体制を特徴づけるものとして注目されているが⁵⁾、その「天下を共にする」体制の展開について追究されているのが楯身智志氏である⁶⁾。氏はその支配階層を功臣層と称する。氏の定義する功臣層には楚漢戦争のみならずその後の異姓諸侯王の反乱鎮圧において功績を挙げた者をも含み、李氏の設定する軍功受益階層と比べてその範囲はやや拡大しているが、高祖劉邦に従軍した経歴が重視されるという点においてはほぼ重なるものである。氏は、前漢前半期の爵制には、高爵所有者の優遇措置とともに、全国の民衆を継統的に兵役・徭役従事に駆り立てる意図が見られるとし、高爵は国家に特別な貢献を果たした功臣に、低爵は兵役・徭役に従事する民衆に賜与され、それにより、両者を截然と区別する体制が確立されたと指摘する⁷⁾。さらに、景帝期になると高爵所有者の優遇措置は廃止されていくが、それを高爵所有者のなかでも特に厚遇された功臣層が衰退し、それに伴い、劉氏一族が功臣層の「合意」と協力の下に「天下」を維持する体制が解体していくなかで生じた事象として捉えている⁸⁾。

このように現在、劉邦集団についてはさまざまな視点から論じられているが、そこにはいまだ考察すべき問題が残されていないわけではない。例えば、近年、郭茵氏は呂后政権における劉邦集団の動向を分析し、彼らは決して一枚岩ではなく、「様々な勢力によって構成されており、文臣と武将の違い、出

身地の違い、個々人の性格や価値観の違い、そして劉邦との関係等により、様々な利害集団に分けることができる」と指摘され、その連帯性を所与のものとしてきた劉邦集団に関する議論に一石を投じている。

このように考えてくると、劉邦集団を一つの集団として捉えた場合、その構成員が郭氏の述べるような様々な差異を包含しつつ、連帯していくのを可能にした紐帯について、考えてみる必要があるであろう。

この問題を考える上で参照すべきは、増淵龍夫氏の研究である。氏は、「劉邦集団は、少くともその集団の幹部の構成においては、劉邦を中心として、所謂任侠的習俗にもとづく人的結合関係によってささえられているものであった」とされ¹⁰、劉邦集団の連帯性の根源を「高祖劉邦に対するパーソナルな任侠的規範意識」に求めている。

ただし、この増淵氏の見解にもさらに追究すべき余地がある。すなわち、氏は前漢前半期の朝廷において、「創業の功臣のごとく高祖個人とパーソナルな関係をもたない者であっても、かれらと生活感情を同じくする官僚」が広範に存在し、「高祖を權威とする伝統主義を守る」ことが、彼らの任侠的秩序規範の一つ¹¹になっていたことを指摘されているが¹²、そもそも何故高祖劉邦と直接「パーソナルな関係」を結んでいない者までが「高祖を權威とする伝統主義的規範意識」を有するにいたったのであろうか。

李氏の研究をはじめとする劉邦集団に関する研究において、劉邦集団は武帝期の末年まで約一〇〇年近く存続したとされて

いることを考えると、上の問題は劉邦集団がどのように再生産され、その連帯性を保持していたのかという点と関わる問題である¹²。

本稿は以上のような問題意識に基づき、劉邦集団が世代交代のなかでどのように再生産され、その連帯性が保持されていたのか、追究することとする。

一．前漢前半期の官僚機構と郎官

李開元氏をはじめとした先行研究によってすでに明らかにされているように、前漢前半期において、公卿守相等の中央・地方の高官は劉邦集団によって占められていた。かつて筆者はその要因を当該期の人事制度の面から明らかにしたことがある¹³。これは劉邦集団の再生産を主題とする本稿と関わる問題である。よって、前稿と重複するが、煩をいとわず、まずはこの点から再論していくこととする。

周知のように、漢代において官僚たちが公卿守相等の高官まで昇進するためには皇帝の近侍として宮中に宿衛する郎官に選ばなければならないが、前漢前半期においてその主要な選任ルートは任子及び訾選であった¹⁴。『漢書』卷一一 哀帝紀の応劭注に、任子令について、

應劭曰はく、任子令は、漢儀注に吏二千石より以上事を視て三年を満たせば、同産若しくは子一人を任じて郎と為すを得。徳を以て選ばず。故に之を除く。

とあるように、任子は「吏二千石より以上事を視て三年を満」

たした高官の子弟を、訾選は規定の資産を有する富豪の子弟を郎官として登用する制度であるが、この任子の特権が与えられるのが二千石以上の高官に限られるという点が重要である。

さらに、任子と訾選では郎官就官後の官界における昇進において差が見られる。すなわち、『史記』・『漢書』において、武帝より前に三公九卿守相等、二千石クラスの高官に就任した者のうち訾選により郎官に就官したことが明記されているのは文帝期に廷尉に就任した張釈之一人のみなのである¹⁵。しかも、『史記』卷五〇張釈之伝に、

張廷尉釋之は、堵陽の人なり。字は季。兄仲有りて同居す。訾を以て騎郎と為り、孝文帝に事ふるも、十歳にして調さるるを得ず、名を知らるる所無し。釋之曰はく、久しく宦へ仲の産を減ずるも、遂げず、と。自ら免歸せんと欲す。中郎將袁盎其の賢なるを知り、其の去るを惜しみ、乃ち釋之を徙して謁者に補さんと請ふ。釋之既に朝し畢り、因りて前みて便宜の事を言ふ。……文帝善しと稱し、乃ち釋之を拜して謁者僕射と為す。

とあるように、その張釈之でさえ、訾選によって騎郎に就任してから十年を経ても「調」されず、「免歸」しようとしているのである。その要因として森谷一樹氏は張釈之が皇帝に「知名」されなかったという点に注目し、郎官にとって皇帝に「知名」されるか否かがその時点での待遇のみならず、その後の立身出世に影響すると指摘されている¹⁶。この点を踏まえると、そもそも親近者が朝廷の高官にいる任子による就官者のほうが皇帝に「知名」される可能性が高く、よって、訾選による就官

者と比べて官界での昇進において有利であったと考えられるのである。

次に、漢代における基本的な昇進は功次（勤務日数の評価）によっていたが¹⁷、前漢前半期において功次のみで任子の特権が付与される二千石まで昇進することはできなかった。すなわち、紙屋正和氏によれば、前漢前半期において中央・地方の小吏が功次によって昇進できるのは県令までであったが¹⁸、『漢書』卷一九上百官公卿表上に、県令について、

縣の令・長、皆秦官。其の縣を治むるを掌る。萬戸以上は令と為し、秩千石より六百石に至る。萬戸を減ずるは長と為し、秩五百石より三百石に至る。

とあるように、県令の官秩は高くても千石にすぎなかったのである。

以上のことから、二千石の高官の子弟は任子により郎官に選任された後、再び二千石まで昇進し、任子の特権を付与される可能性が他の昇進ルートに比べて圧倒的に高かったことがわかる。しかも、漢初において二千石の高官が高祖劉邦につきしたがった功臣により占められていたことを考えると、官僚機構における劉邦集団の特権的な地位を再生産していたのは任子による郎官への選任であったと考えられる。

では、そもそも何故郎官が劉邦集団の特権的な地位を再生産する装置の一つとして位置づけられるようになったのであろうか。次節以降、この点について、考察することとする。

二. 劉邦集團と郎官

「はじめに」で述べたように、増淵龍夫氏は劉邦集團の連帯性が「任侠的習俗にもとづく」人格的結合関係によって支えられていたと指摘したが、この問題と関連して、氏が注目したのが郎官である。すなわち、氏は高祖劉邦が漢王となった後、創業の功臣たちの多くが郎官に就官していることに注目し、郎官は人格的結合関係に基づく君主近従の家臣であり、上に述べた「任侠的習俗に基づく」人格的結合関係と官僚制的支配関係とを結びつける機能を有していたとした¹⁹。

また、任子は官僚制が発展した戦国時代において、外面的には「君主の恩恵でもあり、信任の証」として「士の献身」を得るための「人主の術」として発展したと指摘されている²⁰。このように考えてくると、任子による郎官への選任は単に官僚機構における劉邦集團の政治的地位の再生産にとどまらない意味を有していたことが想定されてくる。

この問題を考える上で手がかりとなるのが、『漢書』巻七十二 龔勝伝に、成帝・哀帝期に活躍した龔勝について、

兩龔皆楚人なり。勝字は君賓、舍字は君情。二人相ひ友たり。並びに名節を著はす。故に世よ之を楚の兩龔と謂ふ。少くして皆學を好みて經に明らかなり。勝は郡吏と為るも、舍は仕へず。之を久しくして、楚王入朝するに、舍の高名を聞きて、舍を聘して常侍と為す。已むを得ずして王に隨ひて、國に歸るも、固辭して、學を卒へんと願ひ、復た長安に至る。而して勝郡吏と為り、三たび孝廉に舉

げらるるも、王國の人なるを以て宿衛するを得ずして吏に補さる。再び尉と為り、壹たび丞と為るも、勝輒ち官に至りて乃ち去る。

とある記事である。楚国出身者の龔勝は三度孝廉に挙げられたが、「王國の人」であるため、「宿衛」することができず、「吏」に補されている。周知のように、孝廉による察挙は武帝期に開始され、前漢後半期以降、郎官の主要な就官ルートとなっていく²¹。よって、「宿衛するを得ず」とは、具体的には「宿衛臣」である郎官に就官できなかったということである。

ここから諸侯王国出身者は郎官に就官できない原則があったことがわかる。ここで、先述したように、郎官への選任を「君主の恩恵」として捉える増淵氏の見解に従うと、この原則は前漢の郡県出身者をもそもも郎官への就官さえ許されない諸侯王国出身者と区別し、優遇していることになる。

この記事は前漢後半期の状況を示すものであるが、中央朝廷と諸侯王国の断絶は実質的郡県制へと移行した後半期よりも諸侯王国が独立王国の様相を呈していた前半期のほうが大きかったと考えられる²²。実際に、杉村伸二氏は張家山漢簡「奏讞書」第二一簡に、高祖一〇（前一九七）年におこった斉国臨菑県の獄史の闌という人物が女子南を長安から斉国に連れ帰ろうとした、案令三の審理のなかで、

律の諸侯より來誘するを禁ずる所以は、它國をして它國の人を取るを得ること毋からしめんとするなり。と、律によってそれぞれの王國のことを明確に「它（他）國」と規定していることから、「漢朝の人間と諸侯國の人間とを

はつきりと区別している」と指摘されている²³。この点をあわせ考えると、上述した郎官就官に関する原則は前半期にはすでに成立していた蓋然性が高いであろう。

このように考えてくると、『史記』巻八 高祖本紀 高祖五(前二〇二)年の條に、項羽に与して漢への臣属を拒んだ臨江王の反乱を鎮圧し、足かけ五年に及んだ楚漢戦争が終了した直後のこととして、

五月、兵皆罷めて家に歸る。諸侯の子の關中に在る者、之を復すること十二歳、其の歸る者、之を復すること六歳、之を食ましむこと一歳。

とある記事が注目される。この記事の「諸侯子」について、李氏は「前漢初年で使われる法律専門用語」であり、「一般的に言えば、戸籍が諸侯王国に登録される人」を指すとして、諸侯王国出身の楚漢戦争への従軍者のうち関中に定住する者に出身地に帰る者よりも長期間の徭役免除を認める優遇規定とされている²⁴。さらに重要なのは、この規定が『漢書』においては、食邑・田宅の賜与等楚漢戦争従軍者全般を対象とする戦後処理の全体像を示した、いわゆる「高帝五年詔」の一節として組み込まれている点である。この「高帝五年詔」は先行研究によって、特権階層としての劉邦集団の地位の承認を示す詔として重要な位置づけを与えられているのである²⁵。李開元氏は、『漢書』巻一〇 藝文志 儒家類に、「高祖傳十三篇」が見え、それに関する班固の本注に、「高祖 大臣に與へて述ぶる古語及び詔策なり」とあることから、この「高帝五年詔」は「漢政府の詔令集から節略・文載の形式で採録された詔令の原文であり、そ

の信用度が非常に高い」とされている²⁶。とすれば、上の「諸侯子」に関する優遇規定も特権階層としての劉邦集団の地位の確立と関連させて論じることができよう。すなわち、当時関東の諸侯王国は異姓諸侯王に支配される名実ともに独立王国であったことをあわせ考えると、「諸侯の子の關中に在る者」は関中に定住することによって、高祖劉邦に直属することを受け入れたと見なされ、特権階層としての劉邦集団に加わる資格を有する者として位置づけられたと考えられるのである。

このことを踏まえると、「高帝五年詔」の規定と同様、上述した郎官の選任において諸侯王国出身者を区別する原則の有する意義が明らかとなる。そもそも郎官は増淵氏等が指摘するよう、「群盜」の首領にすぎなかった劉邦が沛公から漢王となり、皇帝に即位し、その組織を整えていくのと対応して、集団幹部が劉邦の私属としての性格の強い中涓・舍人から高級官僚へと転身していく際に、重要な役割を果たし²⁷、さらには、第一節で明らかにしたように、前漢前半期において劉邦集団の官僚機構における地位を再生産する要となっていた。とすれば、この郎官の選任における原則は「高帝五年詔」における「諸侯子」に対する措置と同様、漢の郡県居住者を高祖劉邦に直属する劉邦集団に加わる資格を有する者として位置づけることから生じた原則と考えられるであろう。先述したように、異姓諸侯王が同姓諸侯王に置き換えられても、前漢前半期を通じて中央朝廷からみて諸侯王国を「外」・「他国」とする意識は存続していたため²⁸、この原則が実質的郡県制の展開を経て統治機構における両者の差異がその本質を失った成帝・哀帝期まで残存し

たと考えられるのである。この郎官の選任原則に「高帝五年詔」の規定と同質のものが窺われるという私見が大過ないものとすれば、「高帝五年詔」が劉邦集団の特権的地位の確立と関わるものである限り、郎官は特権階層としての劉邦集団を再生産する装置として位置づけられるであろう。

三．劉邦集団の人格的結合と宿衛

では、劉邦集団がその連帯性を維持していくなかで、郎官はどのような機能を果たしていたのであろうか。

第二節で述べたように、増淵龍夫氏は高祖劉邦が漢王となった後、創業の功臣たちの多くが郎官に就官していることに注目し、郎官は人格的結合関係に基づく君主近従の家臣として、「任侠的習俗に基づく」人格的結合関係と官僚制的支配関係を結びつける機能を有していたと³⁰。さらに、杉村伸二氏は前漢初期の郎官を分析し、皇帝と郎官との物理的距離が近い点に君臣間に個人的・人格的信頼関係が生じる契機を求めている³⁰。

ただし、増淵・杉村両氏が論じているのは実際に「パーソナルな関係」を結んだ君臣間の関係についてであり、本稿で問題とする劉邦集団の再生産という視点からするとさらに考察を進めなければならぬ。なぜなら、「はじめに」で述べたように、増淵氏は前漢前半期において「高祖を権威とする伝統主義を守ることが、彼らの任侠的秩序規範の一つ」として、「高祖個人とパーソナルな関係をもたない」官僚のなかにも広範に存在し

たと指摘しているからである³¹。

では、「高祖個人とパーソナルな関係をもたない」官僚はどのようにして創業の功臣と同様、「高祖を権威とする」意識を有するようになるのであろうか。

増淵氏が前漢前半期の朝廷における「高祖を権威とする」意識の表出の一例として挙げるのが、次の『漢書』巻四一 申屠嘉伝の記事である³²。すなわち、文帝期のこととして、

是の時（申屠）嘉入朝するに、（鄧）通上の旁に居り、怠慢の禮有り。……朝を罷りて府中に坐すや、嘉檄を爲し通を召して丞相府に詣らしめ、來たらざれば、且に通を斬らんとす。……通丞相府に詣り、冠を免り、徒跣し、頓首して嘉に謝す。嘉坐すること自如にして、禮を爲さず、責めて曰はく、夫れ朝廷は、高皇帝の朝廷なり。通小臣なるに、殿上に戯れ、大不敬たり。當に斬るべし。史今行きて之を斬れ、と。

と、当時丞相であった申屠嘉が文帝の寵臣鄧通の「怠慢の禮」を叱責する際に、朝廷を「高皇帝の朝廷」と述べているのである。ここでの「朝廷」は、鄧通の「殿上」での振る舞いを問題としていることからして、具体的な空間としての「朝廷」であると考えられる。では、「朝廷」を「高皇帝の朝廷」とする認識はどのように生じるのであろうか。

『史記』巻九九 叔孫通列伝に、惠帝が未央宮から長樂宮の呂后に朝するのに便利なように複道を築いたときのこととして、

孝惠帝東のかた長樂宮に朝し、間往するに及び、數しば蹕して人を煩はすが為に、迺ち複道を作り、方に武庫の南

に築く。叔孫生（叔孫通）事を奏し、因りて間を請ひて曰はく、陛下何に自りて複道を築く。高寝の衣冠月ごとに高廟に出游す。高廟は、漢の太祖なり。奈何ぞ後世の子孫をして宗廟の道の上に乗りに行かしめんや、と。孝惠帝大いに懼れて曰はく、急ぎ之を壊て、と。叔孫生曰はく、人主過舉無し。今已に作り、百姓皆之を知る。今此を壊てば、則ち過舉有るを示す。願はくは陛下原廟を渭北に爲し、衣冠月ごとに此に出游せしめよ。益ます宗廟を廣く多くするは大孝の本なり、と。上迺ち有司に詔して原廟を立つ。原廟起こるは、複道の故を以てなり。

とあり、叔孫通はその複道が「高寝の衣冠」が毎月高廟に出游する「宗廟道」の上を通ることを理由として惠帝にその建設を諫めている。高寝は『漢書』卷四三 叔孫通伝に引かれた如淳注に、

如淳曰はく、高祖の衣冠藏せられて宮中の寢に在り、三月出游す。其の道正に今の作る所の複道の下に値たる。故に宗廟道の上に乗りに行くと云ふなり。

とあるように、「高祖の衣冠」が安置されている場所であった。上の如淳注において、高寝は宮中にあるとされているが、これに対して、同書同卷同伝の晋灼注には、

晋灼曰はく、黄圖 高廟は長安城門街の東に在り、寢は桂宮の北に在り。服（虔）の衣 廟中に藏せらると言ひ、如（淳）の宮中と言ふは、皆非なり。

と、晋灼は如淳の説を非とし、『三輔黄図』の記事により、「桂宮の北」としている。ただし、『史記』卷九九 叔孫通伝に引か

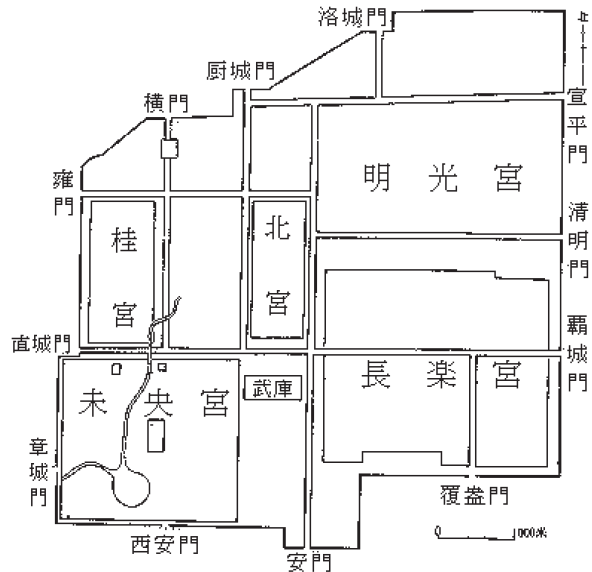


図1 長安城平面図

(中国社会科学院考古研究所編『漢長安城未央宮：1980-1989年考古発掘報告 上巻』〔中国大百科全書出版社、一九九六年〕六頁、「図二 未央宮位置図」を一部改変)

れた如淳注には、

如淳曰はく、三輔黄圖 高寝は高廟の西に在り、高祖の衣冠藏せられて高寝に在り。

とあるように、如淳の説も『三輔黄図』に基づき立論されたものであることがわかる。

では、「高寝」はどこにあったのであろうか。この点について、晋灼注・如淳注に引かれた『三輔黄図』の記事が異なる点も気になるが、史料に限りがあるため、詳論できない。よって、別の角度から論じていきたい。

まず、前掲の晋灼注で引かれた『三輔黄図』にみえる「長安

城門街」は長安城の南門の一つ安門から北に延びる「安門大街」とされ、よって、劉慶柱氏は高廟の位置を「安門大街」以東、長樂宮西南に比定している³³。ここで高寝から「高祖の衣冠」が高廟へ「出游」する道の上に複道が築かれ、前掲叔孫通列伝の述べるように、その複道は武庫の南にあったとすると、高寝は「安門大街」よりも西、武庫付近よりも北にあったことになる。

また、高寝に関する史料として挙げられるのは、『漢書』卷九九下 王莽伝下の記事である。そこには、前漢を篡奪した王莽への反感が増していくなかで、

(王) 莽 又漢の高廟の神靈に感じ、虎賁の武士をして高廟に入りて、劍を抜きて四面提撃し、斧もて戸牖を壊ち、桃湯・楮鞭もて屋壁を鞭灑せしむ。輕車校尉をして其の中に居らしめ、又中軍北壘をして高寝に居らしむ。

と、王莽は高廟と高寝を廃止し、そこにそれぞれ輕車校尉・「中軍北壘」を置いたとある。顔師古はこの「中軍北壘」について、

師古曰はく、北軍壘の兵士を高廟寝中に徙して屯居せしむるなり。

とし、北軍と関係するものとする。ここで、同書卷一九上 百官公卿表上に、

中壘校尉 北軍の壘門内を掌り、外は西域を掌る。

とあるように、「北軍の壘門内を掌」る中壘校尉という官が設置されていたことをあわせ考えると、前掲王莽伝下の「中軍北壘」は「北軍中壘」の誤写である蓋然性が高いであろう。

とすれば、王莽が高寝に移したのは中壘校尉であったと考えられよう。このように考えてきたとき、注目されるのが次の記事である。『漢書』卷三六 劉向伝の如淳注に、『漢儀注』を引いて、

如淳曰はく、漢儀注 中壘校尉 北軍の壘門内を主り、尉一人 上書者の獄を主る。公車に上章し、法のごとくならざる者有らば、以て北軍の尉に付し、北軍の尉法を以て之を治す。楊惲 上書し、遂に北闕に幽はる。北闕、公車の所在なり。

とあり、中壘校尉の属下に、公車への上書者の獄を掌る尉がいたことがわかる。このような中壘校尉の職掌を考えると、その駐屯地は公車の所在の「北闕」に近いほうが便利であろう。実際に、宣帝期に上書によって弾劾された楊惲は「北闕に幽」われているが、「北闕」は同書卷一下 高帝紀下に引かれた顔師古注に、

師古曰はく、未央殿 南嚮すと雖も、上書・奏事・謁見の徒 皆北闕に詣る。公車司馬も亦北に在り。是れ則ち北闕を以て正門と為すなり。

とあるように、未央宮の正門であった。

このように考えてくると、中壘校尉が移された高寝の位置は桂宮の北、長安の北西隅では未央宮から遠すぎると考えられる。郭茵氏は漢初の北軍について未央宮の守備を外側から補う軍隊と位置づけ、その駐屯地を未央宮の付近としている³⁴。上述した中壘校尉の記事は郭氏が分析した漢初とは時間の隔たりがあり、その間に北軍の性格に変化が生じた可能性もあるが³⁵、い

ずれも未央宮付近に駐屯し、その駐屯地に大きな変化が見られない点からすると、北軍の未央宮の守備に関わる軍隊としての性格は変わっていないようである。そもそも前掲の王莽伝の記事で、軽車校尉を長安城の南、長樂宮の西南にあった高廟に移したことからみても、長樂宮・未央宮の守備を固める意図が見てとれる。とすれば、未央宮守備の面からみても桂宮の北に中壘校尉を移したと考えるのは不合理であろう。以上の考察からすると、高寝は桂宮の北ではなく、如淳の指摘するように、高廟の西、宮中であつたと考えるほうが妥当であると思われる。

以上の分析に大過ないとすると、宮中は「高祖の衣冠」が安置され、月に一度高廟に「出游」する「游衣冠」という祭祀を通じて、高廟と直接つながる空間であつたことになる。目黒杏子氏が前漢前期の酎祭を分析し、酎祭に際して諸侯王と列侯が「助祭」する名目で皇帝に金を献上する、いわゆる「酎金」の規定について、「高祖とともに戦った記憶を共有しない世代」に対して、「永続性のある君臣関係を取り結び更新する新たな方途」であつたと指摘されている点に端的に表れているように³⁶、宗廟、特に高廟は前漢前期において、高祖劉邦に従った功臣列侯たちが高祖劉邦との関係を再確認することによって、天子及び諸侯王・列侯の継承を保証する象徴的な機能を果たしていたとされる³⁷。よって、このことが高祖劉邦の死後も宮中を「高皇帝の朝廷」とする意識が再生産されていくのにつながつたと考えられる。

周知のように、郎官は「宿衛臣」として宮中に宿衛していた³⁸。確かに、実際に仕えるのは当代の皇帝である。しかし、宮中が

高廟と祭祀によってつながる空間として機能し、かつ「高皇帝の朝廷」として意識されることによって、そこへの宿衛が高祖個人とのパーソナルな関係を結ぶ象徴的な機能を果たし、そのことが「高祖個人とパーソナルな関係をもたない官僚」が「高祖を権威」とする意識を醸成するのに寄与していたと考えられるのである。

おわりに

以上、本稿では劉邦集団がどのように再生産され、そのなかで連帯性をどのようにして保持していたのか、郎官を中心として考察してきた。本稿での検討結果を要約すると以下のような

① 劉邦集団が付与される任子の特権は、彼らの子孫が二千石クラスの高官まで昇進する可能性を高めるといふ点で、世代を超えて官僚機構における劉邦集団の地位を再生産するのに重要な役割を果たしていた。

② 前漢一代を通じて、諸侯王国出身者が郎官に就官することを禁止する原則があつたが、それは「高帝五年詔」において「諸侯子」のうち、漢の郡県に定住することを受け入れた者を高祖劉邦に直属する劉邦集団に加わる資格を有する者として位置づけたことから生じた原則であると考えられる。

③ 宮中は、「高祖の衣冠」が安置され、それが月に一回高廟に「出游」する「游衣冠」の祭祀を通じて、高廟と直接つな

がる空間であった。これによって、宮中は「高皇帝の朝廷」と位置づけられていた。

以上、本稿では任子による郎官の選任、郎官の選任原則及び郎官が「宿衛臣」であることに付随した機能に着目し、楚漢戦争に従軍し、高祖劉邦とパーソナルな関係を結んだ功臣たち及びその子孫たちが世代をこえて、劉邦集団としての連帯性を再生産していくにあたって、郎官が重要な役割を果たしたことを明らかにしてきた。

すなわち、彼らは任子の特権によって、優先的に郎官に選任されることで、官僚機構の上層を占め、さらに、中央朝廷にとって「外」と位置づけられる諸侯王国出身者は原則として排除されていた。上述したように、増淵龍夫氏は、任子について、「高官・貴族の子弟を君主の側近に侍せしめることは、君主の恩恵でもあり、信任の証であり、また高官・貴族にとっては一種の特権でもあるのである」と述べ、その結果として、君主とその恩恵に与った官僚たちとの間には心情的人格的結合関係が結ばれ、それが両者の間の支配関係を内面から支え強化する機能を果たしたとする³⁹。ここで、劉邦集団の子弟が任子の特権に優先的に与れたのは、②で明らかにしたように、「高帝五年詔」によって与えられた特権的な地位に由来することを考えると、彼らは高祖劉邦の「恩恵」をも感じたであろう。

さらに、③で述べたように、郎官が宿衛するのは、「高祖の衣冠」が安置され、高廟と直接つながる宮中であった。彼らが「君主の恩恵」として優先的にこのような場所への宿衛が認め

られることは、自身と「高皇帝」との関係性を再確認することで、自身を劉邦集団のなかに位置づけ、その連帯性を再生産することにつながるであろう。よって、そこでの「宿衛」を通じて、「劉邦個人に対するパーソナルな信義の関係」が再確認・再生産されていたと考えられる。

このように、漢初の郎官は劉邦集団の子弟たちにとって、高祖劉邦の「恩恵」に与り、彼との「パーソナルな信義の関係」を結ぶのに重要な役割を果たした。増淵氏が指摘するように、前漢前半期の朝廷において、高祖個人と直接「パーソナルな関係をもたない」官僚も「高祖劉邦を権威とする」意識を有するという現象が広範に見られるのもこのためであると考えられる⁴⁰。よって、前漢前半期において劉邦集団の連帯性を担保していたのが「劉邦個人に対するパーソナルな信義の関係」であったとすると、郎官が劉邦集団の再生産にとって、重要な役割を果たしていたといえるであろう。

註

- 1 李開元「漢帝国の成立と劉邦集団―軍功受益階層の研究―」（汲古書院、二〇〇〇年）、参照。
- 2 李開元「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」（註1李氏前掲書所収）、参照。
- 3 註1李氏前掲書二八四～二八五頁、参照。
- 4 阿部幸信『統治システム』論の射程』（『日本秦漢史研究』第一号、二〇一一年）等、参照。
- 5 楯身智志『前漢国家構造の研究』（早稲田大学出版部、二〇一六年）、参照。
- 6 楯身智志「功臣層の形成―劉邦集団の内部構造と『諸侯子』・

- 『宦皇帝者』——(註5 楯身氏前掲書所収)、参照。
- 7 楯身智志「民爵賜与の起源と変遷」(註5 楯身氏前掲書所収)、参照。
- 8 楯身智志「高祖功臣位次考」、同「郡国制」の形成と展開」(ともに註5 楯身氏前掲書所収)、参照。
- 9 郭茵「呂太后期の権力構造—前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに—」(九州大学出版会、二〇一四年)二〇二頁、参照。
- 10 増淵龍夫「戦国官僚制の性格」(『新版中国古代の社会と国家』、岩波書店、一九九六年)二六二頁、参照。
- 11 増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」(註10 増淵氏前掲書所収)二八五頁、参照。
- 12 阿部幸信氏は、世代交代が進むにつれて、次第に「淮北集団の地域的な気質」に基づく体制を克服し、「地域性を超越した価値観」に基づく新体制の構築を志向していくとするように、世代交代による変化にも注目されてはいる。ただし、他方で、そのような変化は世襲が影響力を有していた前漢前半期の段階では難しく、官僚構成が完全に変化する武帝期まで待たなければならなかったとする(阿部幸信(王安泰訳)「論漢朝の統治階級」——以西漢時期的変遷を中心——『臺大東亞文化研究』第一号、二〇一三年)、参照)。よって、世代交代を経ても劉邦集団の核を構成する「淮北集団の地域的な気質」は一定程度影響力を有していたと考えられる。
- 13 拙稿「前漢前半期における清静政治の一背景—官僚機構の構造を中心として—」(『九州大学東洋史論集』第四二二号、二〇一四年)、参照。
- 14 嚴耕望「秦漢郎史制度考」(『嚴耕望史学論文集』上冊、上海古籍出版社、二〇〇九年所収)、参照。
- 15 註14 嚴氏前掲論文の附表一・兩漢書列伝人(及び附伝)除郎補吏表において、嘗選による郎官就官が明記されている者として挙げられているのは、張积之・司馬相如・黄覇・馮奉世の四名である。そのうち、武帝より前に郎官に就官したのは張积之・司馬相如の二名である。張积之は廷尉にまで昇進しているが、司馬相如は『史記』卷一一七「司馬相如列伝」に、「賢を以て郎と為り、孝景帝に事へ、武騎常侍と為るも、其の好に非ざるなり。會たま景帝
- 辭賦を好まず。是の時梁孝王來朝し、游説の士齊人鄒陽・淮陰の枚乘・吳の莊忌夫子の徒を従ふ。相如見て之を説び、因りて病もて免ぜられ、梁に客游す」とあるように、景帝に用いられず、職を辞して梁孝王の客となつてゐる。
- 16 森谷一樹「皇帝に宦えるもの—張家山漢簡『二年律令』と典籍資料をてがかりに—」(『古代文化』第六〇巻第二号、二〇〇八年)、参照。
- 17 大庭脩「漢代における功次による昇進」(『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年所収)、佐藤達郎「漢代官吏の考課と昇進—功次による昇進を中心として—」(『古代文化』第四八巻第九号、一九九六年)、同「功次による昇進制度の形成」(『東洋史研究』第五八巻第四号、二〇〇〇年)等、参照。
- 18 紙屋正和「兩漢時代における県・道の長吏の任用形態とその変遷」(『漢時代における郡県制の展開』、朋友書店、二〇〇九年所収)、参照。
- 19 註10 増淵氏前掲論文、参照。
- 20 註10 増淵氏前掲論文、参照。
- 21 註14 嚴氏前掲論文、黄留珠『秦漢仕進制度』(西北大学出版社、一九八五年)、福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』(創文社、一九八八年)等、参照。
- 22 阿部幸信「漢初『郡国制』再考」(『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年)、同「前漢時代における内外観の変遷—印制の観点から—」(『中国史学』第一八巻、二〇〇八年)等、参照。
- 23 杉村伸二「漢初人事考—漢初の国制と人事の諸相—」(『史泉』第九九号、二〇〇四年)四三頁、参照。
- 24 李開元「漢初軍功受益階層の成立」(註1 李氏前掲書所収)三二頁、参照。
- 25 註24 李氏前掲論文、註6 楯身氏前掲論文、参照。特に、李開元氏は「仮に『高帝五年詔』が実行されたとすれば、前漢初年に軍吏卒を主体とする種々の社会集団が創設されたということができる」と、氏が「軍功受益階層」と称する特権集団の成立との関連性を明言している(註24 李氏前掲論文六〇頁、参照)。
- 26 註24 李氏前掲論文二八頁、参照。
- 27 註6 楯身氏前掲論文、註10 増淵氏前掲論文、杉村伸二「漢初の

- 郎官」(『史泉』第九四号、二〇〇一年)等、参照。
- 28 註22阿部氏前掲論文、註23杉村氏前掲論文等、参照。
- 29 註10増淵氏前掲論文、参照。
- 30 註27杉村氏前掲論文、参照。
- 31 註11増淵氏前掲論文二八四〜二八五頁、参照。
- 32 註11増淵氏前掲論文二八五頁、参照。
- 33 劉慶柱・李毓芳(来村多加史訳)『前漢皇帝陵の研究』(学生社、一九九一年)三六頁、参照。なお、この見解について、何清谷・佐川英治両氏等も賛同している(河清谷『三輔黄图校釋』(中華書局、二〇〇五年)三〇五頁、佐川英治「宗廟と禁苑―中国古代都城の神聖空間―」(『中国古代都城の設計と思想―円丘祭祀の歴史の展開―』、勉誠出版、二〇一六年)、三四〜三五頁)。
- 34 郭茵「漢初の南北軍」(註9郭氏前掲書所収)、参照。
- 35 郭茵氏は南北軍に関する基本史料を再検討するなかで、南北軍は文帝期に一度廃止され、武帝期から再び見られる「北軍」は武帝期に新しく設置された軍隊であり、文帝期以前の南北軍と異なる可能性が大きいと推測されている(註34郭氏前掲論文四八頁、参照)。
- 36 目黒杏子「前漢前半期の酎祭」(『洛北史学』第一九号、二〇一七年)五六頁、参照。
- 37 鷺尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」(『立命館文学』第五七七号、二〇〇二年)、註8榑身氏前掲論文(「高祖功臣位次考」、参照。
- 38 濱口重国「前漢の南北軍に就いて」(『秦漢隋唐史の研究 上巻』、東京大学出版会、一九六六年)、参照。
- 39 註10増淵氏前掲論文二六一頁、参照。
- 40 註11増淵氏前掲論文二八四〜二八五頁、参照。

【附記】 本稿は平成29年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B))「人格的結合から見た前漢皇帝支配体制の展開」による研究成果の一部である。